

事 務 連 絡

平成20年 7月 8日

医 薬 品

医薬部外品 製造（製造販売）業者 御中

医療機器

富山県厚生部くすり政策課

富山県 GMP/QMS 調査実施要領の訂正について

平成20年6月24日付けく政第605号くすり政策課長通知「富山県 GMP/QMS 調査実施要領の制定について」について、下記のとおり訂正がありますのでお知らせいたします。

なお、くすり政策課及びとやま医薬・健康情報ライブラリーのホームページに掲載の標記要領については、差換え後のものに変更してあります。

記

- 1 標記要領本文及び別紙4中、「輸出用製造時調査」を「輸出品製造時調査」に訂正
- 2 別紙6-2及び別紙6-4の（記載上の注意事項）の番号ずれ等を訂正
- 3 その他文言等の訂正（本文、別紙9-2、別紙12-1）

（事務担当：指導係）